

福岡空港技術検討委員会 設置要綱

(設置目的)

第 1 条 福岡空港の構想・施設計画段階において、国土交通省九州地方整備局および大阪航空局が行う具体的な施設計画等の検討について、高度な技術的・専門的判断の適切性や計画内容の合理性を確保するための指導・助言を得ることを目的として、福岡空港技術検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、福岡空港の構想・施設計画段階における技術的・専門的な以下の事項について、指導・助言等を行う。

- (1) 技術的・専門的検討に用いるデータや解析手法
- (2) 技術的・専門的検討を行うべき内容や検討過程および検討結果の妥当性
- (3) その他技術的・専門的検討に係わる事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会には、委員長をおくこととし、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。なお、委員長がその職務を遂行できないときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。

(委員会の運営)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し運営する。

2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会には、国土交通省航空局、福岡県、福岡市及び関係機関職員が出席することができる。

(公開)

第 6 条 委員会は、公開を原則とする。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、九州地方整備局港湾空港部及び大阪航空局空港部とする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 2 月 20 日から施行する。

別紙

福岡空港技術検討委員会 委員

浅野 直人	福岡大学教授
浦 清济	福岡空港ビルディング株式会社専務取締役
篠辺 修	定期航空協会企画委員長
佐藤 清二	国土交通省国土技術政策総合研究所空港研究部長
善 功企	九州大学大学院教授
兵藤 哲朗	東京海洋大学教授

(五十音順)